資料４－２

障害のある人・家族・支援者・事業者等

①相談の受付（相談支援課、人権・男女共生課、各課、基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所等）
- 障害のある人等からの相談を受付。相談の流れについて説明
- 相談を受けた窓口と相談支援課、人権・男女共生課で対応の方向性を協議

②事実の確認
- 相談内容に関する情報を、事前にできるだけ収集
- 相談の主訴に関わる情報について、公開資料や法律や制度、規程、ガイドライン等も確認
- 適宜、双方に対し、聴き取りを実施

大阪府広域支援相談員

連携

③対応方針の検討
- 確認した事実の分析、対応方針の検討

検討会議の開催
- 必要に応じ、関係機関等に出席を要請
- 助言、調整案を検討

（広域支援相談員への支援要請や差別事象検討部会開催の必要性について検討）

連携

（庁内）差別事象検討部会

④助言、調整の実施
- 相談者や事業者に対して助言、調整の実施

⑤相談の終結・結果の評価（合意に至った場合）

⑥あっせんの申し立て（合意に至らない場合）

茨木市障害者差別解消支援協議会